

豊中市立生活情報センターくらしかん使用登録要領

(目的)

第1条 この要領は、豊中市立生活情報センター条例第3条第1項1号から5号の規定に基づき、市内の消費者グループ等が、くらしかんの使用登録をする際の要件を定め、登録グループの活動支援及び育成に寄与することを目的とする。

(使用登録資格)

第2条 登録できるグループとは、会員数が5名以上で、構成するメンバーの半数以上が市内に住居を有し、現に消費者問題についての各種学習会や市民への情報提供を行っているグループをいう。

(提出書類)

第3条 登録申込をする場合は、市長に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 生活情報センターくらしかん使用登録申込書
- (2) 会員名簿、役員名簿
- (3) 活動計画書
- (4) 活動報告書
- (5) その他必要な書類

(使用登録の承認)

第4条 市長は、前項に定める書類の提出があった場合は、内容を審査し、登録グループとして適当と認めたときは、登録を承認する。

(使用登録の有効期限)

第5条 登録の有効期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。なお、翌年度に登録を継続する場合、又は新規に登録申込をする場合は、第3条に定める書類を2月末日までに提出するものとする。

(使用登録の取り消し)

第6条 市長は、登録内容に虚偽があることが判明した場合は、または施設使用方法が不適當であると認めた場合には使用登録を取り消すことができる。

(使用承認の申込み)

第7条 施設の使用承認の申込みは、くらしかんの目的のために使用する場合は使用する日の属する月の6月前の月の初日から、くらしかんの目的以外の目的のために使用する場合は使用する日の属する月の3月前の月の初日から、受け付ける。

2 前項の規定にかかわらず、くらしかんの目的以外の目的のために使用する場合において、使用登録の有効期限内に12回に限り、使用する日の属する月の5月前の月の初日の翌日から受け付けるものとする。

(くらしかん事業への協力)

第8条 登録グループは、くらしかん事業に協力し市民の健康で安全なくらしの確保及び向上に寄与するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項は別に定める。

附 則

この要領は平成 9 年 5 月 29 日から実施する。

附 則

この要領は平成 11 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は平成 13 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は平成 18 年 2 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は平成 19 年 9 月 6 日から実施する。

附 則

この要領は平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

1 この要領は、令和 6 年 10 月 1 日から実施する。

2 改正後の要領第 7 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後の使用に係る使用承認の申込みについて適用する。